Management Accounting Tax *Information*

本城税務会計事務所　長浜市南高田町 637 番地　Tel0749-63-4501・Fax0749-63-1224
E-Mail　info@honjo.bz

＜改正消費税･平成 15 年度税制改正＞

消費税は次の 4 項目が改正されています。もう一度確認を。

1．納税義務の**免除は**、基準期間の課税売上高が**1,000 万円以下**に引き下げられました。

従来は基準期間（申告年度の 2 期前）の課税売上高が 3,000 万円を超える場合、納税義務が課されていました。
これが **1,000 万円を超える場合**に引下げられ、申告義務を負う事業者が広がりました。

2．**簡易課税**が適用できる基準期間の課税売上高が、**5,000 万円以下**に引き下げられました。

●簡易課税
売上高に対するみなし仕入率で消費税を計算する方法。

簡易課税を選択できる事業者は、従来は基準期間の課税売上高が 2 億円以下の事業者とされていました。これが引下げられ 5,000 万円以下とされたものです。
現在簡易課税を選択している事業者で、基準期間の課税売上高が 5,000 万円を超える場合、計算方法は本則課税の方法に変更になるので注意が必要です。

3．**申告納付回数**が改正されました。

●現在は直前期間の消費税額（国税 4%部分）により確定申告を含め年 1 回、2 回、4 回のいずれかです。

以下のように年 12 回が加わりました。

直前期間の消費税額	申告納付回数
48 万円以下	年 1 回
48 万円超 400 万円以下	年 2 回
400 万円超 4800 万円以下	年 4 回
4800 万円超	年 12 回

4．価格表示の際、「**総額表示**」が義務付けられました。

取引相手の消費者に対し、あらかじめその取引価格を表示する場合には、以下の例のように**消費税額を含めた価格を表示**することが義務付けられました。
105 円・105 円(税込み）・105 円(本体価格 100 円）
105 円(内消費税等 5 円）
105 円(本体価格 100 円、消費税等 5 円）

5．適用が始まる期間、時期

1 から 3 の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から適用。よって個人事業者は平成 15 年分課税売上高が 1,000 万円超のとき平成 17 年分から申告義務が生じます。
4 の改正は平成 16 年 4 月 1 日から適用されます。

不明の点などありましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。